3　指定簡易裁判所の裁判所書記官は、次の各号に掲げる処分について電磁的記録の作成等をする場合には、当該処分に係る事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

一　第二条第一号から第三号までに掲げる申立てを却下する処分

二　第二条第一号に掲げる申立ての不備を補正すべきことを命ずる処分

三　支払督促の更正の処分

4　法第四百一条の規定は、前二項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分について準用する。

（電磁的記録に係る訴訟記録の正本等の作成）

第六条　法第四百一条第一項に規定する電磁的記録部分の正本、謄本又は抄本の作成に当たっては、同項の規定により当該電磁的記録部分の内容を出力した書面に、正本、謄本又は抄本であることを記載し、指定簡易裁判所の裁判所書記官が記名押印しなければならない。

2　前項の規定は、前条第二項及び第三項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分について準用する。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条　法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第三条第二項の規定により電子督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名を行い、これを同項に規定する電子証明書と併せて送信することとする。

2　法第四百条第二項において準用する法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、法第四百条第一項の規定により作成等がされた電磁的記録に記録された情報に電子署名を行うこととする。

［削る］

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第五条　特定督促手続関係申立て等をする場合における法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第三条第二項の規定により特定督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名を行い、これを同項に規定する電子証明書と併せて送信することとする。

［削る］

（費用の予納の特例）

第八条　継続的にかつ反復して電子支払督促申立てをしようとする債権者（法人に限る。）は、指定簡易裁判所の登録を受けたときは、当該電子支払督促申立てに係る督促手続の郵便物の料金等（郵便物の料金又は民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第十三条に規定する信書便の役務に関する料金をいう。以下同じ。）に充てるための費用を一括して予納することができる。

2　前項の規定による予納は、現金でしなければならない。

3　第一項の規定により予納された現金は、同項の登録を受けた債権者による同項に規定する電子支払督促申立てに係る督促手続において郵便物の料金等の支払の必要が生じたときに、その必要が生じた順に、当該郵便物の料金等に充てられるものとする。

（訴訟への移行による記録の送付等）

第九条　法第三百九十八条の規定により支払督促を発した裁判所書記官の所属する指定簡易裁判所とは異なる簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、当該指定簡易裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、当該簡易裁判所又は地方裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録の送付（電磁的記録の作成等がされた部分については、当該部分に記録された情報の電気通信回線を通じてする送信）をしなければならない。

［削る］

（訴訟への移行による記録の引継ぎ）

第六条　法第三百九十八条の規定により支払督促を発した裁判所書記官の所属する指定簡易裁判所とは異なる簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、当該指定簡易裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、当該簡易裁判所又は地方裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（人事官弾劾裁判手続規則の一部改正）

第二条　人事官弾劾裁判手続規則（昭和二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。